

マスターズ陸上競技 記録公認・管理の流れ

(1月1日～12月31日の下記競技会記録を年間記録とする)

マスターズの公認競技会 (全マスターズ会員)

日本マスターズ陸上競技連合(日マ連合)に
認可されたマスターズ競技会、記録会等 ↓
<http://www.jaaf.or.jp/pdf/2016/1004.pdf>

主催したマスターズ連盟が
競技参加者の全記録を
競技会終了後4週間以内に
日マ連合へ提出する

日本陸連の公認競技会 (マスターズ会員かつ陸連登録者)

公認の陸協や実業団の競技会、記録会、
公認マラソン大会等 ↓
<http://www.jaaf.or.jp/fan/taikai/#area>

出場者本人(陸連登録者)が
マスターズの日本記録や滋賀県記録を
更新・創設した陸連公認記録を
大会終了後直ちに
滋賀マスターズ連盟へ申告する

滋賀マスターズ連盟は
日本記録に関わる記録を
当該競技会終了後4週間以内に
日マ連合へ公認申請する

日マ連合は、全公認記録を整理し、日本記録を管理・公表する。
《「記録集」(暦年日本最高記録・前年度日本十傑)を発行する。》

滋賀マスターズ連盟は、入手した公認記録の中から
歴代県最高記録を更新・創設した記録を精査し、県記録を管理・公表する。
《「滋賀マスターズ記録集」(歴代県最高記録)を発行する。》

前年の県記録を更新・創設した記録を滋賀マスターズ連盟ホームページへ掲載します。
近畿圏マスターズ以外の記録や、陸連の公認記録、掲載漏れ等は、
「県新記録認定申請書」で申請をお願いします。(翌年1月15日最終〆切)

記録更新者は滋賀マスターズ連盟より日本記録章、県記録章として表彰します

記録公認要件

- ①当該年度内の日本マスターズ陸上競技連合(滋賀マスターズ連盟)の登録会員であること。
- ②マスターズ競技会では、競技参加者全員がマスターズ陸上登録会員であること。
- ③写真判定装置で行われた大会であること。
- ④大会終了後4週間以内に日マ連合へ競技結果報告書の提出がなされること。

※200m以下の競走と幅系跳躍種目は+2.0m/s以下の風力、投擲種目は器具重量を記載